

京都市告示第 39/号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年3月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西陣杉坂線	北区杉阪道風町98番地の4地先から	旧	メートル 381.90	メートル 3.35 ~ 10.00
	同区杉阪都町1番地の1地先まで	新	381.90	5.10 ~ 23.90

(建設局道路部道路明示課)